

# 資本輸出の必然性と資本輸出分析

外 山 忠

## はじめに

第二次大戦後の資本輸出の諸問題に関する我国での理論的研究は、「国家資本」の輸出，多国籍企業等々の現実に生起する諸事態に触発されるなかで，それら諸事態を解明するための理論的武器をとぎすますという問題意識を一本の柱に据えて進められてきたとあってよいであろう。

かかる問題意識を最も鮮明に体現してきた研究の一分野として，資本輸出の必然性をめぐる一連の，長期にわたる議論を挙げることができる。かつて筆者もこの問題に関して論ずる機会を得たが<sup>(1)</sup>，その後の議論の推移は，一方では，この問題の解明のための諸論点がすでに出尽くした観を呈しているにもかかわらず，他方では，統一された見解が存在するとは言い難い，というのがこの問題をめぐる研究の現状であることを示しているといつてよいであろう<sup>(2)</sup>。

そうであるとすれば，かかる研究の現状を打開するためにも，改めて現状を規定している諸要因の洗い直しが要請されてしかるべきであろう。もちろん，その一要因が，この問題をめぐる諸論点，例えば過剰資本，国民的利潤率等の範疇，あるいはそれら範疇を問題とすべき論理次元に関する固有の困難それ自体のなかに存在することは否定できない周知の事実である。だが，これらの点にのみ現状の規定的要因をみてとるならば，従来の議論がそうであったと同様に，その打開の方向を容易に探り出せないのではなかろうか。より具体的にいえば，この問題の解決のために出尽くした観を呈していながら，現実には必ずしも明確なかたちで

掘り下げられてこなかった、従って、これまで看過され、問題とされてこなかった根本的な論点が横たわっているのではないか、ということである。

すなわち、問題はこうである。確かに、過剰資本、国民的利潤率等の範疇の検討は、それらが問題とされるべき論理次元の検討をも含めて、資本輸出の必然性を解明するために不可欠であるとはいえ、そもそも資本輸出の必然性を解明することは現実の資本輸出分析に対していかなる位置を占めているのか、換言すれば、資本輸出の必然性論が解明すべき課題とは何であり、またそれはいかなる射程を内包するものであるのか、従って、その意義と限界はどこにあるのか、という点での共通の基盤が存在しないならば、それら範疇の資本輸出の必然性論における位置づけは各論者によって恣意的に行われる危険性を孕むのは必至であり、事実、そのことが研究の現状を規定している最大の要因ではないのか、と<sup>(3)</sup>

このように考えるならば、現状打開の方向も自と明らかになろう。それは、資本輸出の必然性論の課題及びそれが有する射程を明らかにし、もって議論のための共通の礎を築くこと以外にはあり得ない。本稿において、再度資本輸出の必然性論を俎上に載せるのは以上の所以においてである。その際、本稿の課題にとって、とりわけ「必然性」範疇及びそれを規定する諸条件の検討が中心論点をなすことになる。

- 1) 従来の資本輸出の必然性をめぐる議論をふまえたうえでの筆者の見解については、拙稿「資本輸出の『必然性』について」北海道大学「経済学研究」25巻4号、また、レーニン「帝国主義論」4章における資本輸出の必然性規定の内容については、拙稿「資本輸出と国際独占体——レーニンの把握について——」北海道大学「経済学研究」26巻4号、をそれぞれ参照されたい。
- 2) 例えば、拙稿「資本輸出の『必然性』について」に対する久保田順氏の論稿（「資本輸出論」『アジア経済』19巻3号〔後に「発展途上国研究」アジア経済研究所 1978年に所収〕）と応和邦昭氏の論稿（「資本輸出と『資本の過剰』——『資本の過剰』概念の再検討を中心に——」（1）、（2）「国学院経済学」25巻3・4号、26巻1号及び「資本輸出論研究の再検討——『資本の過剰』概念の明確化をめぐって——」『世界経済評論』1978年2月号）における対照的

な評価をみられたい。

- 3) 注2) で述べた久保田、応和両氏の拙稿に対する評価の違いも、実は資本輸出の必然性論の課題、射程に対する把握の違いに根ざしている点は重要である。拙稿に対して応和氏は次のように批判される。「このように『必然性』を狭く解することは（必然性が独占資本主義段階においてのみ生ずるとする理解——引用者）、資本輸出一般の起動因を明確化してゆかねばならないという、資本輸出論研究が抱えている課題の解決を遅らせるものといわねばならない。」（『資本輸出論研究の再検討——『資本の過剰』概念の明確化をめぐって——」『世界経済評論』1978年2月号, p. 90) かかる応和氏の見解に対する久保田氏の次の批判をみられたい。「『必然性』の規定に『狭く』も広くもないのであって、……それは、自己の発展運動にみられる内的な本質から出てくる客観的な規則性、秩序、構造として把握されるもので、資本輸出を対象としてその『必然性』を規定するならば、独占の生産関係に規定され、それと固く結びついた資本輸出の発展の法則のほかにはありえないのである。」（前掲論文, p. 78)

## I 「必然性」範疇をめぐって

資本輸出の必然性における「必然性」範疇はいかなる内容をもつものとして把握されなければならないのかという点について、かつて筆者は簡単に触れたことがある。すなわち、「必然性とは可能性から現実性への転化を意味するということ、また、発展の見地からは、現に存在するというだけでは、そのどれもが現実性を獲得しているとはいえず、現実性とは、客観世界における合法則的な発展として現に存在するに至ったものであること、従って、必然性とは自己の発展運動にみられる内的な本質から出てくる客観的な規則性、秩序、構造として理解されなければならない<sup>1)</sup>と指摘しておいた。

だが、それにしても、かかる「必然性」範疇の規定では、やや抽象的に過ぎるとの感を免れ得ないであろう。従って、以下、上の指摘に含まれている論点を検討し、「必然性」範疇を多少とも具体的に把握することによって、資本輸出の必然性論に接近してみよう。検討を要するのは次の諸点である。

第一に、「可能性」範疇について。ある出来事、現象が、一定の諸条件の枠内において、生ずることもあり得るし、また生じないこともあり得

る場合、その出来事、現象は可能性を有するであろう。このことは、逆にいえば、新たな出来事、現象は、現実性を獲得する以前に、自らが発生する可能性という姿で客観的に存在しなければならず、また、この可能性は客観世界に存在する諸条件としての諸現象によって作りだされる、ということの意味する。と同時に、可能性が一定の諸条件に依存し、それによって作りだされるということは、客観世界に合法則性、法則が存在するということの結果に他ならない。すなわち、客観的可能性は、客観世界が物質の合法的連関の運動であるが故に存在するのであり、この合法則性の否定は、同時に客観的可能性の否定を意味するのである。しかし、可能性は、合法則性ばかりでなく偶然性とも結びついている。というのは、生ずることもあり得るし、また生じないこともあり得るものである限り、それは偶然的でもあるからである。こうして、可能性をもつ出来事、現象は必然的な場合もあり得るし、また偶然的な場合もあり得る。ある可能性をもつ出来事、現象が必然的であるか偶然的であるかは、それが与えられた諸条件から一義的に生じてくるか否かにかかっている。

後の議論との関連で一点つけ加えておけば、「可能性」範疇においては、抽象的可能性と実在的可能性とが区別されなければならない。抽象的可能性は、可能性をつくりだす諸条件のなかの、合法則性が作用するための最も一般的な諸条件によって与えられるのに対し、実在的可能性は、この合法則性の作用が現実可能であるための更なる具体的諸条件のうち与えられるのである。従って、実在的可能性は、特定の具体的状況においてある出来事、現象が生ずる可能性である。

第二に、「現実性」範疇について。現実性とは実現された可能性を意味するが、同時にそれは、必然性、合法則性という範疇と不可分の関係にある。なぜなら、現実性は一定の客観的諸条件に基いて存在する一定の合法則性の作用によって必然的に生みだされるものに他ならないからである。

とはいえ、このことは現実性、合法則性があらゆる意味において偶然

性と全く無関係であることを意味するものではない。現実性が実現される諸条件のうちに偶然性の要素が含まれているならば、実現された現実性のなかに偶然性はその痕跡を留めるであろう。しかし、諸条件が偶然の場合においてさえ、それら諸条件は可能性を生み出す合法則性に基いて作用しているのである。従って、偶然性は現実性の一側面ではあるが、他の側面が合法則的な諸関係を示しているのであり、これら諸関係に基いて偶然性はその作用を及ぼすのであるから、合法則的な諸関係こそが現実性の本質を示しているのである。

このように、現実性とは、可能性が実現される諸条件が存在する場合、それに対応する客観的合法則性の作用によってもたらされる現象であり、また、この客観的合法則性とは、与えられた現象の客観的存在を条件づけ、その本質を規定する合法則性である。

第三に、「合法則性」及び「法則」範疇について。客観的法則とは、客観的に実在する諸現象間の諸連関、諸関係の普遍的、一般的形式であるが、かかる規定のうちには、法則が諸現象間の諸連関、諸関係のすべてを表わすものではないということが含まれている。なぜなら、諸現象間の連関、関係は種々の側面、すなわち、必然的なものと偶然的なもの、本質的なものと非本質的なもの等々を含んでいるが、普遍的、一般的形式とは、それらのうちで与えられた諸現象間の必然的、本質的連関を表現するものに他ならないからである。すなわち、客観的法則は、与えられた枠内における例外なしにすべての現象の必然的、本質的連関を自らのうちに含んでいる、という意味において普遍的、一般的なものなのである。

このことは、法則における普遍的（一般的）連関、必然的連関、本質的連関が、次に述べる意味において、相互に密接不可分の関係にあることを示すものである。必然性は必然的連関として、特定の諸条件の実現に関連してはいるが、必然的連関それ自体は普遍性を前提として含んでいるわけではない。すなわち、たとえ反復不可能な一回限りの諸現象間の連関であっても、それが必然性をもちうることはあり得るのである。

だが、ここで問題とされている法則における必然的連関とは、特定の諸条件の実現がすべての諸現象に無条件にあてはまるということを前提としているのである。つまり、必然的連関における諸条件の実現の普遍性ということである。かかる関連において、法則における普遍性と必然性とは切り離し難く結びついているのである<sup>(2)</sup>更に、本質的連関もまた普遍性、必然性と結びついている。なんとなれば、法則における普遍的なものとは、諸現象間の単なる一部分、あるいは一側面ではなく、その本質としての普遍性であり、<sup>(3)</sup>同時に普遍的かつ必然的なものが本質的なものに他ならないからである<sup>(4)</sup>

さて、以上の「可能性」、「現実性」、「合法則性」・「法則」範疇及びそれらと必然性との関連の検討をふまえたうえで、改めて「必然性」範疇を把握するための要点をおさえておこう。

そこでまず第一に確認されなければならないことは、必然性が可能性、現実性、合法則性、法則のいずれとも分ちがたく結びついていることであろう。この点は、すでにみたように、可能性、現実性がいずれも合法則性の作用に基いており、しかも、合法則性、法則が自らのうちに必然的連関を含むものであることを想起すれば十分であろう。

しかしながら、第二に、本稿の課題との関連で特に注意を要するのは、法則における必然的連関、必然性の内容であろう。なにゆえこの点が問題になるかといえば、これまたすでに指摘しておいたように、必然的連関それ自体のうちには、その必然的連関が実現されるための諸条件が与えられた領域のすべての客体に普遍的に存在するということは含まれていないのであり、この点で、必然的連関という形式それ自体は、法則としての必然的連関、すなわち、実現される諸条件の普遍的存在としての必然的連関という形式とは区別されなければならないからである。

この点、例えば、諸現象間の因果的連関は、確かに、特定の諸条件のもとで特定の諸要因が反復される場合には同様の結果が生ずるという意味において必然的連関ではあるが、それは客体としての諸現象間の本質的側面にだけ生ずるものではなく、非本質的側面においても存在できるも

のである。これに対し、法則における必然的連関は、常に諸現象間の普遍的側面と必然的側面との統一としての本質的側面とだけ不可分に結びついており、従って、それは与えられた領域における諸現象の発展過程における本質的傾向を表わしているのである。

そして第三に、資本輸出の必然性論における「必然性」範疇とは、うえにみた法則における必然的連関としての必然性に他ならないということである。かかる把握の根拠は行論において示されるはずである。

「必然性」範疇を以上のように把握すること、特に、それを法則における必然的連関として把握することは資本輸出の必然性論にとって極めて重要な意味をもっているように思われる。節を改めて検討してみよう。

- 1) 拙稿「資本輸出の『必然性』について」北海道大学「経済学研究」25巻4号 p.36
- 2) レーニン<sup>1)</sup>は次のように指摘している。「必然性は普遍的なものから切りはなせない」(「哲学ノート」邦訳「レーニン全集」大月書店 38巻 p.350)
- 3) 「„本質“としての„普遍的なもの“」(同上, p.238)という指摘をみられたい。
- 4) かかる意味において、「法則は本質的な現象」(同上, p.122)であり、「本質的な関係である」(同上, p.124)

## II 資本輸出の必然性論の課題と射程

これまで検討してきた「必然性」範疇をふまえたうえで、改めて資本輸出の必然性論の内容にたちいってみよう。

さて、従来の資本輸出の必然性をめぐる議論は、それがいかなる課題を担うものとして、更にまた、いかなる理論的射程を内包しうるものとして行われてきたであろうか。管見の限り、この点は必ずしも明確に意識されてきたとは言い難く、そのことが、この議論に重要な問題点を伏在せしめているように思われるのである。

そのなかにあって、ほとんど例外的ともいえるほど、かかる論点を明確に意識されつつ、藤原貞雄氏は資本輸出の必然性論における「参加者の大まかな共通した理解<sup>2)</sup>」及びその課題を次のように指摘されている。

「一般的にいえば、資本輸出の必然性……とは資本制生産に内在する諸法則の貫徹の一形態として資本輸出を把握しようとする理解をさし、どのような法則がどのような形態をとって、資本輸出を必然性ならしめるか、その究極の原因あるいは起動因を何に求めるかなどが検討の課題となる<sup>2)</sup>と。更に氏は、「資本輸出を資本制生産の諸法則の貫徹の形態として把握しようとする強い志向<sup>3)</sup>を資本輸出の必然性論における長所として認め、氏自身もその方向に沿って所説を展開されている。本稿の課題との関連に限定して、多少長くはなるが、正確を期すために煩をいとわず氏の論点を引用しておこう。「剰余価値の生産が資本制生産の規定的目的であるということのうちに、……すでに資本輸出の最も抽象的な可能性が与えられている。なぜなら資本の蓄積欲は本来、国境を度外視するのであって、この国境は当面、民族国家のそれか、……ブルジョア国家のそれなのかは問題ではない。剰余価値がいかなる転化形態をとろうとも、その取得の可能性が国内におけると同等に与えられるかぎりにおいては国内投資となんら区別されるものではない。しかしながら資本がこのような抽象的な本質規定にとどまる間は資本輸出の可能性も抽象的なものとしてしか把握できない。可能性が現実性に転化するには一定の諸条件が資本制生産の客観的な発展傾向によって生みだされることが必要であるが、このような諸条件は資本のこのような抽象的規定からは与えることができない。資本がより具体的規定をうけ、豊富な内容を実体的に与えられてはじめて、資本輸出の可能性は諸条件を客観的に与えられることにより現実性に近づく。資本輸出の必然性は上の意味での資本輸出の可能性を現実性に転化せしめる資本制生産の発展運動の内的本質が生み出す客観的な規則性、秩序、構造であり、これらを明らかにすることが必然性を把握することにほかならない。それはマルクスが『資本論』において一貫して採用した方法である。第2篇〈貨幣の資本への転化〉によって始発的に与えられた資本が、より具体的規定をうけた資本に上向するにつれて、資本輸出の必然性もまた明らかにされるはずである<sup>4)</sup>」

資本輸出の必然性論の課題及びその解決の方向に関する以上の藤原氏



の所説のなかには、検討に値する重要な素材が含まれている。以下、氏の所説において検討すべき論点とその問題点を明らかにし、もってそれらに対する筆者の見解を述べてみることにしよう。

大まかにいって、検討されるべき論点は、第一に、資本輸出の可能性を現実性に転化させるための客観的諸条件は一体いかにしてつくりだされ、与えられるものなのか、第二に、資本輸出の抽象的可能性と実在的可能性との区別、従って、抽象的可能性をつくりだす諸条件と実在的可能性をつくりだすそれとの区別の把握、第三に、資本輸出の必然性を資本制生産の諸法則の貫徹形態として把握することの意味する内容、これらに絞られよう。

まず第一点目について。氏が資本輸出の可能性の現実性への転化における諸条件として指摘されているのは、剰余価値生産が規定的目的であるという資本の抽象的規定が「より具体的な規定をうけ、豊富な内容を実体的に与えられ」ということに他ならない。そして、資本の豊富な具体的規定は「資本制生産の発展運動の内的本質が生み出す客観的な規則性、秩序、構造」を解明することによって獲得されるものであるから、その解明は同時に諸条件を与えることに他ならず、従って、資本輸出の必然性を把握することになる。かかる方法こそマルクスのものであると氏は強調されている。氏の論理を理解するために付言しておけば、氏における規則性、秩序、構造とは、具体的には周知のマルクス「プラン体系」における「国家、外国貿易、世界市場」をそのうちに含む「後半体系」を意味している<sup>5)</sup>このようにみてくれば、氏の言われるところは次のように整理できよう。すなわち、資本輸出の可能性を現実性に転化せしめる諸条件は資本の抽象的規定が論理の上向過程においてより豊富な具体的規定を与えられるということのなかに存在し、しかも、その最も具体的な規定が「プラン体系」における「世界市場」範疇のなかに見出される以上、一貫した論理的上向によって「世界市場」範疇に到達することが諸条件を明らかにし、かつ与えることであり、従って同時に資本輸出の必然性を解明する論理でもある、と。

このことから導きだされる氏の諸条件の把握における特徴は次のようになる。すなわち、氏における諸条件とは、抽象的規定、具体的規定、「資本論」における方法という指摘からも明らかなように、抽象的な範疇から具体的な範疇にのぼっていく論理体系の展開において、より具体的な範疇へと上向する際に新たに導入され、分析されるどころの、それまで捨象されていた諸側面、諸現象としての事実及びその結果としてのより具体的な範疇の確定ということであり、その際の論理展開とは、周知の如く、常に一つの具体的な全体を前提としており、<sup>6)</sup>その生きた全体を「多くの規定と関係とをふくむ一つの豊かな総体として」<sup>7)</sup>把握するための科学の方法である。すなわち、「抽象的なものから具体的なものにのぼってゆくという方法は、ただ、具体的なものをわがものとし、それを一つの精神的に具体的なものとして再生産するという思考のための仕方ではないのである。<sup>8)</sup>」

このように、科学の方法としての論理展開において、一つの生きた全体が前提されているということは、より具体的な範疇を確定する際に分析の対象として導入される事実もまた、一つの生きた全体のなかでの諸側面としてすでに客観的に存在しているものに他ならないことを示すものであろう。<sup>9)</sup>このことは同時に、範疇の論理的展開と歴史の客観的な発展過程とは明確に異なるものであることをも意味する。<sup>10)</sup>

さて、如上の藤原氏における諸条件の把握にとって問題となる点は、第一に、諸条件が抽象的範疇から具体的範疇へという論理展開のうちに与えられるということと、他方で同時に氏が指摘されている「諸条件が資本制生産の客観的な発展傾向によって生みだされることが必要である」という場合の「資本制生産の客観的な発展傾向」、あるいは「資本制生産の発展運動の内的本質が生みだす客観的な規則性、秩序、構造」という場合の「資本制生産の発展運動」との関連である。この点は、可能性の現実性への転化における諸条件がいかんしてつくりだされ、与えられるかを把握するうえで重要な意味をもっている。もし後者の「客観的な発展傾向」、「発展運動」が範疇の論理展開を意味するものであるとすれば、

それは論理と歴史との同一視ないしは混同ではないであろうか。なぜなら、確かに資本制生産は自らの客観的な歴史的発展の一結果として、国家、外国貿易、世界市場という範疇として把握される諸現象を生みだしはした。だが、マルクス「プラン体系」における論理展開とは、最も具体的には「世界市場」範疇に総括される諸現象の歴史的成立過程を解明するものではないのである。そこでの論理展開とは、すでに指摘したように、表象として常に前提とされている一つの具体的な全体を、思想的に、精神的に再生産するための方法なのである。すなわち、「世界市場」範疇に総括される諸現象の客観的存在は、資本制生産の客観的な歴史的発展の結果として作りだされたものではあるが、範疇の論理展開においては前提とされており、決してその結果として与えられるものではないのである。他方で、もし後者が客観的な歴史的発展を意味するものであれば、これまた論理と歴史との同一視ないし混在を示すものであろう。

こうして問題は、一般的に言えば、資本輸出の必然性が作りだされるための諸条件は、果して、範疇の論理展開のうちに与えられるべきものなのか、それとも対象の客観的な歴史的発展過程のうちに与えられるべきものなのか、という点に存在するのである。

問題とされるべき第二の点は、氏においては、それがいかなる構造をもつものであれ、世界市場を解明するに至る論理展開が資本輸出の必然性の解明を保証するものとして、あるいは換言すれば、両者が表裏一体の関係にあるものとして把握されていることである。氏の論理はこうである。マルクス「プラン体系」における「世界市場」範疇は最も具体的な範疇であるが故に、そこにおいて資本は最も具体的な規定をうけるのであり、従って、「世界市場」範疇に上向する論理展開のうちに資本輸出の必然性を規定する諸条件も当然与えられるはずである、と。だが問題は、世界市場の構造がいかなる意味と内容において資本輸出の必然性を規定する諸条件を与えるものであるのか、ということではなければならないであろう。<sup>111</sup>この点の具体的な検討に先立って、資本輸出の必然性が解明されることを前提として論理を展開されようとするのは転倒した問

題設定といえないであろうか<sup>12)</sup>

第二点目の、資本輸出の抽象的可能性と実在的可能性との区別の問題に移ろう。氏においては、資本制生産の客観的存在が資本輸出の可能性をつくり出す条件として扱われている（明示されてはいないが、民族国家、ブルジョア国家を問わず、複数の国家の存在もまた条件の一つとして扱われているとみてよいであろう）。だが、氏自身も認められるように、それらはあくまでも抽象的可能性をつくり出す諸条件にすぎない。とすれば、かかる一般的な諸条件のほか、特定の具体的状況においてつくりだされる可能性としての実在的可能性に根拠を与える更なる具体的条件とは一体何であり、それは氏における資本制生産の客観的な発展傾向、発展運動のどの時点において与えられるものであるのか、という点がやはり明らかにされる必要がある。この点はより具体的には、世界市場の構造は資本輸出の可能性を与えるに止まるのか、それとも必然性を規定するに足るものなのか、という問題に係っているのである。

第三に、資本輸出の必然性を資本制生産の諸法則の貫徹形態として扱えるということは何を意味するであろうか。それは、資本制生産の本質としての諸法則は種々の現象形態をとりつつ貫徹しているのであり、資本輸出もまたかかる現象形態の一つであるということであろう。このことは、換言すれば、資本輸出とは資本制生産という与えられた領域内における本質的な現象であることを意味しよう。そして、資本輸出が本質的な現象であるということは、とりもなおさず、資本輸出が法則として把握されなければならないことを示すものである<sup>13)</sup>

筆者もまた、資本輸出の必然性にかかる意味において把握することには何の異論もない。だが問題はその先にある。すなわち、資本輸出が法則として諸現象間の普遍的、必然的、本質的連関を表現するという場合、諸現象とは資本制生産のもとでのいかなる諸現象であるのか、逆にいえば、資本制生産のどのような諸現象のもとで資本輸出は法則として把握されるのか、という点が問われなければならないのである。

これまで、藤原氏の所説において検討を要する論点及びその問題点を

みてきた。以下において、それらの論点、問題点に沿いながら筆者の見解を述べてみよう。

さて、解決を迫られているのは、第一に、資本輸出の可能性、必然性をつくりだす一定の諸条件はいかに与えられるか、第二に、資本輸出が法則としての意義をもちうるのはいかなる状況のもとにおいてか、第三に、上の二点をいかに整合的に把握するか、というこの三点であろう。

第一点目について。確かに藤原氏が指摘されるように、資本制生産及び複数の国家の存在は資本輸出の抽象的可能性を生みだす諸条件であろう。だが、注意しなければならないことは、このような諸条件の客観的な存在は、封建制生産様式から資本制生産様式への移行及びそのなかでの資本制生産の発展という合法則性に基く客観的な歴史の発展過程の一定の時点において、その結果として生みだされたものに他ならないということである。それは、すでにみたように、決して範疇から範疇への論理展開において客観的定在を与えられるものではないのである。論理展開において導入され、分析される事実も、またその結果として獲得される範疇も、それらが客観的な存在であり、客観的な存在の反映であるという意味において客観的な歴史的發展の産物ではあるが、論理展開は前提とされた客観的存在としての表象を概念に変えていく思考のための仕方であって、決して、客観的事物の成立過程や歴史的發展を表現するものではない。

このように、資本輸出の抽象的可能性をつくりだす諸条件としての諸現象が、歴史の客観的な発展過程のうちにその客観的な定在を与えられるものであるとすれば、このことは、第一に、この抽象的可能性が実在的可能性となり、更に現実性へと転化するために与えられるべき諸条件もまた同様に歴史の客観的な発展過程が生みだす諸現象のうちに与えられなければならないということの意味し、第二に、かかる各々の諸条件としての諸現象は、歴史の発展過程のどの時点において、あるいは、どのような段階においてつくりだされるのか、という問題を提起することになろう。なんととなれば、第一点目に関しては、資本輸出の抽象的可能

性、実在的可能性、現実性をつくりだす各々の諸条件は、その与えられ方が異なるものとして措定されるならば（歴史の客観的發展のうちと与えられるものか、それとも論理展開のうちと与えられるものかという相異）、資本輸出の必然性を解明する論理を首尾一貫させることは不可能となるからであり、第二点目に関しては、上にみた諸条件が歴史の客観的發展過程の特定の時点、あるいは段階に係るものである以上、資本輸出の可能性、必然性を特定の歴史的時点、段階との係りで認識することが、資本輸出の必然性の解明にとって一つの大きな論点とならざるを得ないからである。

資本輸出の可能性、必然性を規定する諸条件に関するこれまでの検討が意味していることは、一言にして、資本輸出の必然性論とは、すぐれて資本主義の歴史的発展の認識に係る論点を内包するものであるということに他ならない。かかる意味において、その結論の当否は別として、資本制生産の客観的な歴史的発展が生みだした産業資本主義段階ないしは自由競争段階における資本主義の具体的全体としての世界市場は、そのなかに資本輸出の必然性をつくりだす諸条件を含んでいるかどうか、ということが従来の一つの中心論点をなしてきたのは当然の事と言わなければならないであろう。

次に第二点目について。再度確認しておけば、ある出来事が、諸現象間の普遍的、必然的、本質的連関を表現するものとして、すなわち法則として把握されるということは、この諸現象のなかに、その出来事を諸現象間の必然的連関として実現させるための諸条件が普遍的に存在していること、また、その出来事は普遍性、必然性の統一としての諸現象間の本質的側面を表現し、諸現象の發展過程の本質的傾向を表すということを含んでいる。ではかかる内容において、資本輸出に法則としての理論的意義を与える諸現象とはいかなるものであろうか。それは、資本主義の合法則的發展過程において成立した帝国主義段階における世界経済、すなわち帝国主義世界体制としての諸現象に他ならないであろう。ただし、資本輸出を帝国主義の本質的傾向を表現する一標識として位置づけ、

分析を与えた点にこそ、レーニン「帝国主義論」四章「資本の輸出」の画期的意義の一つが認められなければならないからである。

更に、上の二点はともに資本主義の歴史的発展過程に係り、かつその特定の時点ないしは段階においてつくりだされるという意味において統一的に把握できるものなのである。

以上の点から次の結論が導きだされるであろう。第一に、資本輸出の必然性論は、資本主義の客観的な歴史的発展過程、わけでも、資本主義の自由競争段階から独占段階、帝国主義段階への移行と不可分に結びついており、従って、その射程はすぐれて帝国主義段階に係っているということ、第二に、資本輸出の必然性論の課題は、資本輸出が帝国主義段階において法則としての理論的意義を獲得するのはなぜか、この点を理論的に解明することにあるということ、第三に、資本輸出の必然性を規定する諸条件は資本主義の帝国主義段階における諸現象のなかに求められなければならないということである。

かかる結論は、資本輸出の抽象的可能性と実在的可能性との区別にも一定の解決を与えている。すなわち、資本主義の自由競争段階においてつくりだされる世界市場を前提としてはじめて資本輸出の必然性を規定する諸条件をうみだす帝国主義の成立が可能となったという意味において、自由競争段階の世界市場は資本輸出に対しては実在的可能性をつくりだす諸条件を与えるに止まったと考えられるべきであろう。

資本輸出の必然性論の課題及び射程を以上のように把握しなければならぬとすれば、資本輸出の必然性論においては、「どのような法則がどのような形態をとって、資本輸出を必然性ならしめるか、その究極の原因あるいは起動因を何に求めるかなどが検討の課題となる」という藤原氏の先にみた指摘は首肯し難いといわなければならない。なぜなら、この指摘の前半は、資本輸出を法則として把握することを述べたものであり、このことは、後半の原因、起動因を求めるといふこととは明らかに区別されるべき事柄だからである。ただし、すでにみたように、法則における必然的連関と因果関係における必然的連関とは区別されるべきものに

他ならないからである。この点を曖昧にし、区別されるべきものを同時に課題としてもちこむことは、議論そのものを曖昧にし、混乱させる危険性を有するであろう。資本輸出を法則として把握することこそ資本輸出の必然性論の課題なのであり、原因、起動因を求めるということはその課題となりえないのである。<sup>14)</sup>

- 1) 藤原貞雄「資本輸出の必然性をめぐる論争の現段階」『山口経済学雑誌』23巻 3・4号 p.62
- 2) 同上, p.62
- 3) 同上, p.82
- 4) 同上, pp.82—83
- 5) 同上, pp.82—84を参照されたい。
- 6) 「理論的方法にあっても、主体は、社会は、前提としていつでも表象に浮かんでいなければならないのである。」(マルクス「経済学批判への序説」邦訳「マルクス=エンゲルス全集」大月書店 13巻 p.629)
- 7) 同上, p.627
- 8) 同上, p.628
- 9) 「充実した表象が蒸発させられて抽象的な規定にされ」(同上, p.628) という分析の方法が、科学の方法の前提とされている以上、これは当然の事である。
- 10) マルクスの次の指摘をみられたい。「それは(抽象的なものから具体的なものにのぼってゆくという方法——引用者)、けっして具体的なものそのものの成立過程ではない。」(同上, p.628)「経済学的諸範疇の歩みの場合にもつねに次のことが銘記されなければならない。すなわち、現実界でそうであるように頭のなかでも主体が、ここでは近代ブルジョア社会が、あたえられているということ、したがって、諸範疇は、この特定の社会の、この主体の諸存在形態、諸存在規定を、しばしばただその個々の面だけを、表現しているということ、したがってまた、近代ブルジョア社会は、科学的にも、それがこのようなものとして問題になるときにはじめて始まるのではけっしてないということである。」(同上, p.633)
- 11) この点での筆者の見解については、拙稿「資本輸出の『必然性』について」北海道大学「経済学研究」25巻4号を参照されたい。
- 12) かつて筆者は、資本主義の自由競争段階における世界市場の構造が資本輸出の必然性を規定するものであるかどうかを検討するなかで、氏の論理に対して、「これから論理的にその必然性が明らかにされなければならない資本輸



出が、すでに必然性をもったものとして論理の前提に組み込まれているという矛盾に陥っている」(同上, p.56)と指摘しておいたが、このことは、氏の諸条件の把握に起因する必然的な結果であろう。

13) Iの注4)を参照。

14) 「はじめに」の注3)で引用しておいた応和氏の筆者に対する批判に触れておこう。資本輸出の必然性論は、資本輸出一般の起動因を明確化することを課題とするものでないことは述べたとおりであるが、氏の筆者に対する批判のなかには、従来の資本輸出の必然性論における基本的な問題点が端的に表現されている。その問題点とは、従来の議論における課題と射程の不明確さ、それに起因する資本輸出の必然性論と資本輸出論との区別と関連の曖昧さ、従って、そこから生ずる両者の混同、ないしは一方の他方への解消という事態、これである。

この点に関連してつけ加えておけば、資本輸出の必然性論の発端となった吉村正晴「資本輸出の必然性について——根本的な考察と再検討によせて——」  
「世界経済評論」1956年12月号、においては、資本輸出が、一方ではすぐれて独占資本の成立との関連において説かれているにもかかわらず、同時に他方で資本主義一般のもとでも説かれている。この点での不明瞭さが、先に指摘したその後の議論における問題点をすでに含んでいたともいえるのではなからうか。

### Ⅲ 資本輸出の必然性論の意義と限界

これまで、「必然性」範疇の検討を媒介として資本輸出の必然性論が解明すべき課題及び射程を一般的に明らかにしてきたが、その課題の解明にとって特に重要な意味をもつと思われる論点は、レーニンによって指摘された独占資本主義段階における「過剰資本」形成の問題であろう。独占資本のいかなる資本蓄積様式に基いて独占段階に固有の「過剰資本」が形成されるのか、この点の解明を抜きにしては資本輸出の必然性の解明はあり得ないであろう。なぜなら、独占資本の成立にともなう「過剰資本」の形成こそ、資本輸出の必然性をつくりだす重要な条件をなすと考えられるからである。

では、資本輸出の必然性を解明することは、現実の資本輸出分析にとっていかなる意味をもちうるのであろうか。換言すれば、資本輸出の必然性論の意義と限界はいかに把握されなければならないのであろうか。

最後に、この点にふれることによって、資本輸出の必然性論の射程をより具体的に明らかにしておこう。

そこでまず確認されなければならないことは、資本輸出の必然性論をもって、現実の資本輸出分析のための基礎視角が獲得されるとするならば、それは一面的に過ぎることである。この意味するところは二重である。第一に、資本主義の自由競争段階においても資本輸出が存在した以上、当然その理論的分析は要請されることになるが、資本輸出の必然性論はその射程がすぐれて帝国主義段階に係るものであるが故に、そのための分析視角を提供しえないという意味において、第二に、資本輸出の必然性論は、それ自体としては帝国主義段階における資本輸出の分析視角をなすものではないという意味においてである。この第二の点に関しては、特にレーニン「帝国主義論」四章「資本の輸出」における分析視角を想起する必要があるだろう。そこでの分析視角は、資本輸出による諸国家間の債権・債務関係の形成を媒介とする帝国主義的搾取・抑圧の世界的な網の目の形成及びその内容を明らかにすることにあるのであり、<sup>(1)</sup>かかる視角は現代の資本輸出分析においても受けつがれなければならないであろう。とすれば、これまでみてきた資本輸出の必然性論が説明すべき課題及び射程からは、かかる分析視角を導き出すことはできないといわなければならない。だが、これは事の一面である。同時に他面で、資本輸出の必然性論は上の分析視角に正当な根拠を与えるという役割を担っている点を看過してはならないだろう。この点、レーニン「帝国主義論」四章においては、資本輸出の必然性規定は、「諸国家間の金融上の『力』の差がいかにして国際関係において債権・債務関係という具体的表現を生みだすに至るかを論理的に明らかにする役割を担って<sup>(2)</sup>おり、そのことによって「諸国家間の債権・債務関係の具体的な内容を分析することの意味も十分に与えられ<sup>(3)</sup>ているのである。だが、レーニンによる資本輸出の必然性規定は事実として指摘されているに止まり、「過剰資本」との関連も論理的には説かれてはいない。このことは四章の分析視角からいってやむを得ないが、そうであればこそ、資本輸出の必然

性の解明は我々に残された課題となるのである。レーニン「帝国主義論」にみられるこのような関係は現代の資本輸出分析においてもあてはまるものであり、その意味で資本輸出の必然性論は現代資本輸出の分析視角と密接に係っているのである。

だが、資本輸出の必然性論が現代資本輸出の分析視角に正当な根拠を与えるものであるとしても、それは次に述べる内容において理解されなければならないであろう。一般的にいえば、資本輸出の必然性を解明するためには独占認識が前提となり、独占認識のためには資本主義一般<sup>4)</sup>の認識が前提となり、資本主義一般の認識のためには、そのもとで存在する資本輸出の理論的分析が要請されることになろう。かかる関連のうちには、先に指摘しておいたところの、資本輸出の分析視角に係って資本輸出の必然性論の射程に包摂されえない二つの問題が、資本輸出の必然性論を媒介に相互に係るものであることが示されている。すなわち、資本主義一般における資本輸出の分析視角を獲得することは、そのもとの資本輸出の理論的分析に基盤を与えることによって資本主義一般及び独占の認識を可能ならしめ、ひいては、かかる認識が資本輸出の必然性論に収斂されて現代資本輸出の分析視角に根拠を与えるという係りである。一言にして、資本主義一般における資本輸出の分析視角に補完されることによって資本輸出の必然性論は現代資本輸出の分析視角を十全に根拠づけることができるのである。このことは、現代資本輸出分析のためには、資本主義一般における資本輸出論が必要とされることを意味している。かかる資本輸出論を展開するためには、本稿では示唆の域をでないが、資本主義一般における資本蓄積及びそれとの関連における「過剰資本」形成の問題が解明されなければならないであろう<sup>5)</sup>

だが、その具体的な展開は、資本輸出の必然性論の課題の解明とともに、残された後日の課題である。

1) この点、詳しくは、拙稿「資本輸出と国際独占体——レーニンの把握について——」北海道大学「経済学研究」26巻4号参照。

- 2) 同上, p.227
- 3) 同上, p.227
- 4) 資本主義一般は、それ自体として独自の客観的存在を有するものではなく、特殊なものなかにのみ存在する。かかる意味で、資本主義一般を体現するのは自由競争段階における資本主義である。従って、自由競争段階における資本主義は、それ自体資本主義の特殊な一段階であるにもかかわらず、同時に資本主義一般をも表わすものなのである。ここでの資本主義一般とは上の意味におけるそれである。
- 5) この点で従来問題とされてきたのは、マルクスの周知の次の一文である。「資本が外国に送られるとすれば、それは、資本が国内では絶対に使えないからではない。それは、資本が外国ではより高い利潤率で使えるからである。しかし、この資本は、就業労働人口にとっても、またその国一般にとっても、絶対に過剰な資本である。」(マルクス「資本論」岡崎次郎訳 国民文庫版(6)p.418) かつて筆者は、この一文における過剰資本は「いわゆる恐慌局面において生ずる過剰資本とは異り、資本輸出国の資本にとっては、外国に資本を送った方がその国の平均利潤率よりも高い利潤率を得ることができ、その限りで資本輸出国にとっては過剰な資本である、ということ以上の意味を含んではないとみるべき」(拙稿「資本輸出の『必然性』について」北海道大学「経済学研究」25巻4号, p.48)であり、このような「単なる利潤率の差に基く過剰資本……から資本輸出の必然性を導くのもまた誤りであろう。」(同上, p.51)と指摘しておいた。応和氏はかかる筆者の見解をもって、上の一文に含まれている「資本の過剰」→資本の輸出という論理を否定するものであると批判されている(応和邦昭「資本輸出と『資本の過剰』——『資本の過剰』概念の再検討を中心に——(2・完)」「国学院経済学」26巻1号, p.54, pp.57-58)。だが、この批判は筆者の見解に対する誤解のうえになりつつ批判である。筆者が否定したのは、自由競争段階の資本主義において、上の一文に含まれる過剰資本から資本輸出の必然性を導くことであって、過剰資本から資本輸出を導くことではないのである。前者は資本輸出の必然性論の問題であり、後者はそれを区別される資本輸出論の課題として当然解明されなければならないであろう。